

抗告の趣旨

原審判を取消し、さらに相当の裁判を求める。

抗告の理由

一 抗告人は、昭和四八年三月一日申立外[]と婚姻届をなし、抗告人と[]の間には、長女[]（昭和四九年八月三日生）、次女[]（昭和五五年一月二三生）が出生した。

申立人と[]は昭和五八年一月六日協議離婚し、子の親権者は申立人と定めた。

離婚原因は、強度のアルコール依存症（入院歴もある）及び、それに起因する脳障害のためである。

二 申立人は、離婚時、[]姓を使用する意思はなかつたが、子供の姓を変えたくないという意思を尊重して、やむなく、婚姻中の氏である[]姓を使用した。しかし、申立人は、できる限り婚姻前の氏である「[]」を使用することに努め、申立人の知人等に対しては、「[]」を使用していた。郵便物に[]（[]）と書いたり、表札にも[]姓も併せて使用していた。

申立人の前夫[]が昭和六〇年五月三日病死（心不全）し、葬儀の際、[]の兄弟から冷遇され

たため、申立人は、いよいよ[]とは一切縁を切る決意をし、長女も、これ以降、二度と[]の家へ行きた

くない、■の姓も使いたくないと、強く希望するに至つた。

三 申立人は、離婚後、肩書地に子らと居住しながら、申立人の実父の家業である食堂「味園」の手伝いをしながら生計を維持している。

申立人には、兄と妹がおり、父、兄、妹とも、申立人と子らの生活のため、将来家業を継ぐことに賛成しており、申立人もその計画である。

「味園」は、申立人の父で三代目になる老舗であり、現在でも、申立人が■姓を使用する場合、取引先、顧客に対し違和感を与え、経営上支障がある。

申立人が居住する家屋は、現在新幹線新尾道駅舎工事のため、本年一月までに立退きをしなければならず、近い将来申立人と子らは父と同居生活する予定であるが、申立人と子らの氏が■姓であると、同居生活にさしさわりが生じるため、父も氏の変更を強く希望している。

四 申立人（長女も）は、前夫の死亡により、今後一切■とは関わりなく、自立の道を求めて再出発する決意であり、離婚後三年七ヶ月しか経ておらず、しかもその間も■姓をも使用しているため、申立人の氏があることで社会的に定着したとはいえない。

また、今ここで■姓に氏を変更するにつき、社会的弊害を生ずることはありえず、むしろ、申立人が■姓と■姓を併せて使用している方が、社会的弊害が将来生ずると言うべく、この際、■姓に氏を変更した方が、申立人と子、及び親族、知人との人間関係もより円滑に築けるものである。

五 以上の事実は、社会生活上著しい不便、支障をきたし、氏変更のやむを得ない事由に当り、申立を却下し

た原審判は不当である。

六 よつて、抗告の趣旨どおりの裁判を求める。